

標 題：

パナマ国籍船に搭載された衛星EPIRBの
本船識別符号の指定方法の変更について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 1 3 5

Date : 平成 6 年 5 月 9 日

船主、造船所 各位

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご存知の通り、74SOLAS の88年改正に従って衛星EPIRB は既に船舶に装備されております。そしてその衛星EPIRB が発射する通報には本船識別符号（以下、IDという）が含まれており、従来パナマ国籍船においてはIDとして、国番号と呼出符号（コールサイン）が指定されていました。

今般、同政府から、これをMMSI*によるIDに変更する旨の通知がありました。この新しいIDへの変更に関連する弊会の取扱いを下記の通りお知らせします。

記

衛星EPIRB のIDの変更の時期、検査等について

就航船においては無線局許可書の更新の際に、新しいIDとしてMMSIが指定されることになります。そしてMMSIの指定を受けた時は本船の衛星EPIRB のIDを指定されたものに変更する必要があります。

今後、弊会としては、SR検査の際にMMSIの指定の有無を調査し、MMSIが指定されている場合には衛星EPIRB のIDがMMSIに変更されている事を確認します。

しかし、新しいIDの指定を受けても、何らかの理由でIDを直ちに變更できない場合には、船主殿が事前にパナマ政府に變更の時期の猶予を申請し許可を受ける必要があります。新しいIDが指定されているにも係わらず衛星EPIRB のIDが變更されておらず、猶予の許可も受けていない船舶には短期の条件付SR証書が発行されることとなりますのでご注意ください。

尚、無線局許可書の更新日の前にパナマ政府から新しいIDの指定の受けることもできます。

申請先は下記の通りです。

申請先

Directorate of Consular and Maritime Affairs

Attn: Maritime Telecommunications

Fax : (507) 27-2716

Tel : (507) 27-1166 ext. 28, 31, 55

Tlx : 2597 SECNAVES PGDO

本件に関しご不明な点がございましたら、弊会本部機装部までご連絡下さい。

敬 具

* : MMSIとは、ITU(国際電気通信連合)のRadio Regulations(無線通信規則)の付録第43号「Maritime Mobile Service Identity : MMSI(海上移動業務識別)」の規定に従って船舶ごとに指定される識別番号のことで、国番号(3桁の数字)と船舶局識別(6桁の数字)で構成されている。